

鳴門市学校給食センター環境衛生管理業務 仕様書

1. 件名

鳴門市学校給食センター 環境衛生管理業務

2. 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3. 履行場所

鳴門市学校給食センター（鳴門市大津町備前島字松の本219番地）

4. 業務目的

鳴門市学校給食センターにおける、ねずみ・昆虫等（以下「衛生害虫」という。）の防除について、常に良好な状態を維持することを目的とする。この防除は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条（以下「ビル管法」という。）に基づくものである。

5. 基本事項

- ① 業務に必要な用具・資材は、すべて受託者の負担とする。
- ② 光熱・水道の利用については、担当者の了解を得て、無償で利用できる。
- ③ 作業終了後は、必ず完了確認を受けること。
- ④ 作業中に知り得た秘密は、一切漏らさないこと。
- ⑤ その他、受注後、業務実施時において疑義が生じた場合は、双方で協議し決定するものとする。

6. 防除方法

- ① ビル管法に基づいて、定期的に衛生害虫駆除作業を実施するものとする。
- ② 衛生害虫駆除作業は、原則として、土日等の閉所日に実施するものとする。ただし、特に発注者が指定したときはこの限りではない。
- ③ ねずみ等（ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物）の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について調査し、ねずみ等の発生を防止するための必要な措置を行うものとする。
- ④ ねずみ等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を用いることとする。
- ⑤ 定期的にねずみ等の生息状況の確認を行い、防除の効果を判定するとともに、生息の認められた箇所については適宜薬剤処理を行うものとする。

7. 作業回数

	内容	場所	時期
調査 確認	目視点検	建物内・建物外周	3ヶ月に 1回
	トラップによる 歩行昆虫モニタリング	調理作業場内 30箇所程度	月1回
	捕虫機による 飛来昆虫モニタリング	調理作業場内 屋外出入り口付近 9箇所程度	月1回
	トラップによる 鼠族モニタリング	調理作業場内 屋外出入り口付近 4箇所程度	月1回
	その他防虫防鼠施工に必要な調査	建物内	随時
報告	目視点検の結果報告書の提出 及び改善案の提案		目視点検毎
	モニタリングの結果の報告書の提出		月1回
防虫 防鼠	残効性薬剤散布（歩行虫・飛来虫）	建物出入り口周辺	月1回
	空間殺虫処理	調理作業場内	夏季休業中 1回
	即効性薬剤噴霧（エアゾール）	建物内	調査の結果に 基づき必要時 施工する
	水系薬剤処理（昆虫成長抑制剤） ※排水処理施設に悪影響を 与えないこと	排水路及び 外周水系部	
	鼠族用毒餌設置・交換	建物外周	

8. 委託料の請求等

委託料の請求、支払の時期、方法は鳴門市と受託事業者との契約の上定める。